

過疎地域自立促進計画

(平成 2 8 ~ 3 2 年度)

平成 2 8 年 4 月
(平成 2 9 年 1 1 月改定)

宮 城 県

過疎地域自立促進計画

1 基本的な事項	1
(1) 過疎地域自立促進の必要性	1
(2) 基本的方向	1
(3) これからの過疎地域自立促進の視点	1
(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	2
(5) 計画期間	3
2 産業の振興	4
(1) 産業振興の方針	4
(2) 農林水産業の振興	4
(3) 地場産業の振興	4
(4) 企業の誘致対策	4
(5) 起業の促進	4
(6) 商業の振興	4
(7) 観光又はレクリエーション	5
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	10
(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	10
(2) 基幹的な市町村道等の整備	10
(3) 県道等の整備	10
(4) 交通確保対策	11
(5) 電気通信施設の整備及び情報化の推進	11
(6) 地域間交流及び移住・定住の推進	12
4 生活環境の整備	13
(1) 生活環境の整備の方針	13
(2) 流域下水道の整備	13
(3) 廃棄物対策	14
(4) 再生可能エネルギーの導入促進	14
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	15
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	15
(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	15
(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進	16
6 医療の確保	17
(1) 医療の確保の方針	17
(2) 無医地区対策	17
(3) その他の医療の確保	17
7 教育の振興	18
(1) 教育の振興の方針	18
(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	18
(3) みやぎの協働教育の推進	18
8 地域文化の振興等	19
(1) 地域文化の振興	19
9 集落の整備	20
(1) 集落の維持活性化に向けた取組の推進	20
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	21
11 過疎地域市町村等に対する行財政上の援助	22

自立促進計画

1 基本的な事項

(1) 過疎地域自立促進の必要性

県内の過疎地域においては、これまでの過疎地域支援に関する法律等による支援や計画に基づく各種生活基盤の整備が進み、他地域との格差が次第に縮小するとともに、住民と一体となった地域活性化の動きも活発となっている。しかしながら、県内過疎地域全体において、構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、公共交通機関の廃止、地域産業及び地域社会の担い手不足等といった状況が続いており、また、地方自治体の行財政環境についても、平成22年度の前回の計画策定時から大きな変化はないものの、自治体の取り巻く社会経済状況の変化等から緩やかに悪化する傾向にあり、都市部自治体との財政力指数の隔たりは大きく、過疎市町をとりまく状況は依然厳しいものである。さらに平成23年3月11日発生の本県を襲った東日本大震災は、我が国観測史上最大規模の地震であり、大きな揺れとその後に続いた甚大な被害を及ぼした震災の影響により過疎地域を取り巻く状況はいっそう厳しさを増している。

このような中で、地域の置かれている現状を直視しつつも、人と自然との新しい関わり方を踏まえた国土づくりが模索される中で、豊かな自然・空間に着目し、他の地域に先駆けた自立できる地域社会の形成を目指す基本的方向をここに示す。

(2) 基本的方向

『活力とやすらぎのある地域社会の形成』

① 安心・安全な生活空間の創造

過疎地域が持つ多面的・公益的機能を今後も維持していくには、そこに住む住民が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持される必要がある。このため、そこに住み続けるすべての人が安全・安心な生活を営むことができるように、生活環境の整備や生活交通、医療・福祉の確保、情報通信基盤の整備など、環境整備を進めていく。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、防災・減災機能を高め、様々なリスクに直面しても適切に対応できるインフラと体制を強化する。

さらに、地域特性を活かした再生可能エネルギー等の導入を促進するとともに、将来に向けて持続可能なコミュニティ機能を強化する。

人々の社会活動は広域化してきており、地域の中心都市との連携を強化し、都市的サービスとゆとりある居住環境そして豊かな自然とを併せて享受できる、質の高い自立的な地域づくりを推進する。

② 活力に満ちた社会の形成

過疎地域の自立を促進していくには、農林水産業や地域活動の担い手や後継者となる若年層の流出に歯止めをかけるとともに、移住・交流の推進等により定住化を進め、地域の活力の維持向上を図る必要がある。このため、若年層にとって魅力のある雇用の場の確保に加えて、豊かな自然環境や安全な食料、豊富な水・森林資源や伝統文化など過疎地域が持つ地域資源を最大限に生かして、特色ある多面的な産業の振興を大胆に進めていく。

さらに、地域が人々のライフスタイルの変化に対応した新しい生活空間の提供の場としての役割を果たし、生活において文化的な充足感が味わえるように、広域的視点に立った各種文化施設やスポーツ関連施設の効率的な利用のためのソフト事業の充実に努める。

③ 自然環境の保全、歴史・文化の保存と創造

県内の過疎地域は、総じて自然環境に優れており、県民の貴重な財産であることから、この豊かな自然環境を大切に引き継いでいく。

そのため、その保全を積極的に推進するとともに、美しい景観を生かしながら、環境にやさしい生活様式・生産活動の実践など、人と自然が共生する地域社会の形成を推進する。

また、過疎地域を持つ歴史や伝統文化の価値を再評価し、地域の新しい文化の創造に努め、過疎地域をさらに魅力ある地域としていく。

(3) これからの過疎地域自立促進の視点

(2) で述べた基本的な方向を実施する上で、次に述べる視点を重視する。

① 新たな生活空間の提供

豊かな地域資源や多様な生活文化をもつ地域社会の風土を継承しながら、情報化や価値観の多様化の時代に即した新しい文化や生活様式を創造する。

また、生活の質や豊かさへの志向を背景として、豊かな自然環境や歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心が高まっていることから、社会活動の広域化に対応した生活条件整備により、都市住民との新しいライフスタイルを実践できる場として整備する。

さらに、これらの生活空間整備に際しては、厳しい財政状況も踏まえ、廃校舎等の遊休施設も含めた既存施設の有効利用など創意工夫を図り、既存資源の可能性を最大限に引き出す方向で、各種施策や事業の推進を図る。

② 地域間交流の推進

自然に恵まれた生活空間や景観を有する過疎地域は、人間の活力の涵養や活動、居住の場として県民全体のかけがえない資産であり、また、都市住民にとっては、保養や休息の場、自然体験さらには農林水産業体験の場として、その価値は高い。このため、過疎地域の活性化のためにも、都市住民の関心や志向を的確に把握しながら交流を推進するとともに、気軽に滞在、居住できるような魅力づくりと受入体制の整備を図る。

③ 人口減少・高齢化への対応

人口減少・高齢化の進行に対応するため、そこに生活する人々の郷土愛、生きがい、自信・誇りの創出により、魅力ある個性豊かな地域の創造を推進する。また、生活環境整備の推進はもとより、高齢者や子ども達の積極的な社会参加による地域特有の伝統文化・生活文化の振興についても積極的に推進する。さらに、遊休学校施設等の有効利用の取り組みを進める。

④ 移住・定住の推進

急激な人口減少に歯止めをかけるため、首都圏等からの移住・定住を推進し、転入者の増加を図る。

⑤ 住民参加による地域経営及び地域コミュニティ組織の強化

市町村合併が進展し住民と行政の関係が変化する中、過疎地域の自立を促進するため、住民の視点に立ち、住民参加による地域経営を進める。

また、住民が地域の課題を自らのものとして捉え、課題解決に向け自主的な活動を展開できるような仕組みづくりを行い、地域コミュニティ組織の強化を図る。

さらに、「小さな拠点」も含めた、持続可能なまちづくりを推進する。

⑥ 人材の育成

過疎地域においては、地域の活力の維持向上を図るための産業や地域活動を担う人材の確保は大きな課題となっている。このため、家庭・地域・学校・行政が協働して子どもや若年者の地域への愛着を高める取組を行い、人材を育成していくとともに、外部からの人材派遣を含めた、地域の実情と意向に応じた人材の確保ができるような仕組みづくりを進める。

⑦ 戦略的・重点的投資の一層の推進

過疎地域は、その多面的・公益的機能を国全体で支えていく必要性や、他の地域と比べ財政基盤が一般的に脆弱であることなどから、各種の財政支援が講じられている。特に、過疎対策事業債については平成22年の法改正により、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段の確保などソフト事業（法第12条第2項に規定する「過疎地域自立促進特別事業」）にも対象が拡大されたことで、地域の創意工夫により多様な分野への活用が可能となり、地域の実情に応じた効果的な施策展開が期待される。

このような措置を有効に活用するためにも、地域における戦略的な事業にそれらを重点的に活用し、事業効果が一層高まるような施策の推進を図る。

(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

過疎地域においては、地域特有の課題を抱えているが、産業の振興、生活環境基盤の整備、人口減少・高齢化対策、医療の確保、日常的な交通手段の確保など広域的な共通の課題も抱えている。

平成32年度を目標年度とし平成29年3月に策定された、宮城の将来ビジョン「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」では、「私たちが目指す宮城は、県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城です。そして、宮城に生まれ育った人や住んでいる人が活躍できる機会にあふれ、国内からも国外からも人を引きつける元気な宮城です。」と記されており、産業を振興することにより、経済基盤を確立し県経済の成長を図る「富県」を実現することに取り組むこととしている。

また、東日本大震災の発生後、平成23年9月に策定された「宮城県震災復興計画」では、甚大な被害を被った本県の復興に向け、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、「創造的復興」を成し遂げることを目標に、今後10年間の復興の道筋を示している。

本県は、これら将来ビジョンと震災復興計画に基づき人口の減少、少子高齢化、自然との共生、安全・安心な地域社会づくり等の課題を解決する先進的な地域作りに取り組んでいるところであるが、これらの実現を加速し、その効果を最大化するための推進力となるよう、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、宮城県の「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方総合戦略）」を平成27年9月に策定したところである。

宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画を基本としつつ、地方総合戦略の基本目標と基本的方向を踏まえて作成した宮城県過疎地域自立促進方針及び本計画を基本として、過疎地域が置かれた地理的条件・社会的条件を踏まえながら、広域的視点に立ち、企業やNPOなどさまざまな主体と連携・協働し、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の構築に向け、過疎地域を含む広域的地域の自立を促進する。

(5) 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域の産業の振興においては、地域社会の維持に不可欠な就業の場を確保・増大させることが最優先課題であり、このため、地域の特性に応じた農林水産業の高度化、地場産業の振興を図るとともに、広域的な企業誘致対策を行うほか、過疎地域の空間や自然・歴史環境の保全と調和を取りながら、有効に活用し、新しいニーズに適応した観光・レクリエーション産業の振興と、高齢者の持つ知識や活力を生かす工夫も必要である。

過疎地域の産業振興を推進するにあたっては、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、それぞれの地域特性に合った多面的な特色のある産業振興によって、地域の産業全体を誘引する引金的効果を発揮させるとともに、農林水産物のブランド化、農林水産業と商工業、そして観光・レクリエーション産業等とが結びついた農商工連携や6次産業化などにより、付加価値の向上を図っていく。

また、過疎地域に豊富に存在する自然の資源を再生可能エネルギーとして活用し、関連産業の活性化等を図っていく。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業の振興については、高度技術の習得に向けた研修や経営指導により、次代を担う担い手の育成、確保を図るとともに、生産基盤の整備を促進し、安全で安心な農林水産物が安定的に生産・供給される体制の確立を図る。

また、他産業との連携による新たな商品・サービスや付加価値の高い農林水産物を創出するとともに、販売力の向上と県産農林水産物の消費拡大を促進し、競争力の強化を図る。

さらに、地域資源を生かした交流促進などにより農山漁村の活性化を図るとともに、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化防止など農林水産業の有する多面的機能の持続化を図る。

(3) 地場産業の振興

地場産業の振興については、産地組合などが実施する新商品開発、需要開拓、人材育成、デザイン開発等の事業を支援するとともに、「食材王国みやぎ」推進の一環として、地域が保有する農林水産物等の高付加価値化を推進するためにも、原料生産から新商品開発・加工、流通・販売活動にいたる地域ぐるみの生産販売体制の整備や生産加工施設及び流通販売施設の整備を促進する。

また、都市住民との交流を通じ、消費者ニーズを把握するとともに、インターネット通販などを活用して販路の拡大に努める。

(4) 企業の誘致対策

企業ニーズや今後の企業集積に対応するため、市町村と連携しながら、事業用地や空き工場の確保を行い、良好な事業用地の提供に努める。また、企業立地奨励金や各種優遇制度を活用し、企業の立地を促進するほか、広域的な視点から道路交通、産業基盤の整備・改善、質の高い労働力の育成確保等に努める。

さらに、立地企業の育成強化のため、産業技術総合センターを中心とした、技術指導、相談や技術者研修・講習会などを通じ技術力の向上及び人材育成を図るとともに、次世代を支える高度電子機械、自動車、医療、環境、情報等新成長産業分野へ進出しようとする企業への支援施策の充実を図る。

(5) 起業の促進

多種多様なアイデアをもとにした起業者の事業立ち上げのための経営塾等や各分野の専門家の派遣等による有望ビジネスの起業化に向けた側面支援を強化し、地域に新たな産業を創出するとともに、意欲ある人材や高い経営感覚を持った担い手の育成、そして新しい分野に果敢に挑戦する経営者等に対し、重点的に支援を行うことにより、有能な人材の定着と地域外からの受け入れを推進し、経営基盤の強化を促進する。

(6) 商業の振興

商業の振興については、消費者ニーズの多様化、車社会の進展による購買範囲の広域化など著しい変化がみられるため、魅力ある商業空間づくりや、商店街における空き店舗対策、商業活性化への取組などを支援し、地域に密着した商業の推進や商店街の環境整備を図る。

また、少子高齢化や過疎化等の社会情勢の変化に伴い、買物弱者の増加が見込まれることから、消費者ニーズに対応した販売戦略を促進するとともに、生活必需品や生活関連サービスの充実を図り、遠隔地等における住民生活の利便性を確保する。

(7) 観光又はレクリエーション

観光振興については、自然志向を反映した豊かな自然を活用した整備を推進するとともに、「見る観光」から「体験する観光」への転換を図る。

また、施設の複合化や共通施設利用の制度化による連携を推進するとともに、有機農産物等の都市消費者との直接取引などの地域産業との有機的結合により、地域の資源を見直し、都市をはじめとする地域との新たな交流事業の展開を進め、気軽に訪れることができるような地域を創造する。

さらに、自然環境に対する意識が高まる中、積極的な自然環境の維持に努め、体験型・滞在型の家族向け観光・レクリエーションを促進する。

事業名	事業内容
農林水産業の振興	<p>(1) 農業の振興</p> <p>① 農地整備事業 将来の農業生産を担う望ましい担い手を育成するため、生産基盤及び生活環境の一体的整備を速やかに実施する。</p> <p>② 地域用水環境整備事業(旧 水環境整備事業) 農業用水利施設の水辺空間を整備し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造する。</p> <p>③ 農村地域防災減災事業 イ ため池整備事業 老朽化によりため池の破堤や漏水等が発生することで、下流農地や農業用施設等に被害を及ぼす恐れのあるものについて改修補強する。 ロ 用排水施設等整備事業 築造後の変化により災害発生の恐れのある基幹用排水施設の改修を行い農業生産の安定を図る。また、流域開発等による流域機構の変化により、排水条件が悪化した地域を対象として排水施設の再整備を図り、湛水被害を未然に防止して、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。(旧 湛水防除事業) ハ 農村防災施設整備事業(旧 農村災害対策整備事業) 農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農地・農業施設の被害防止対策を実施する。</p> <p>④ 水利施設整備事業 イ 水利施設整備事業(基幹水利施設整備型)(旧 県営かんがい排水事業) 農業生産性の向上と農家経営の安定化、合理化を図るため、基幹的な用排水施設の新設・改修を行う。 ロ 水利施設整備事業(排水対策特別型)(旧 地域水田農業支援排水対策特別事業) 水田の汎用化を図るため、基幹排水施設の新設、改修を行い、排水条件を整備する。 ハ 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)(旧 基幹水利施設ストックマネジメント事業) 県営土地改良事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について、施設の有効活用を図る。</p> <p>⑤ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(旧 基盤整備促進事業)(旧々 団体営かんがい排水事業、団体営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業) 農用地利用の高度化及び農業経営の安定化を促進するため、団体営事業として農業用排水施設整備、農道整備、暗渠排水、客土、区画整理等を行う。</p> <p>⑥ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(旧 元気な地域づくり交付金(中山間地域等の振興)) 農林漁業生産施設、産業誘致関連緑地利用休養施設、交流促進センター及び生活環境施設の整備を図り、地域の自立と定住化を促進する。</p> <p>⑦ 農業集落排水事業 農業用排水の水質保全・機能維持、又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水、汚泥、又は雨水を処理する施設を整備する。</p>

事業名	事業内容
	<p>⑧ 中山間地域総合整備事業 地域の立地を生かした農村の活性化を図るため、農業生産基盤及び生活環境基盤の整備を総合的に支援する。</p> <p>⑨ 集落基盤整備事業（旧 村づくり交付金）（旧々 農村振興総合整備統合補助事業） 農村の生活環境の整備に資するために、農業生産基盤の整備（ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備等）と併せて農業集落における生活環境の条件の農村生活環境基盤整備（農業集落道整備、農業集落排水施設整備、営農飲雑用水施設整備、集落防災安全施設整備、農業施設等用地整備、自然環境・生態系保全施設整備、地域資源利活用施設整備、施設補強整備、地域農業活動拠点施設整備）等を総合的に行う。</p> <p>⑩ 集落基盤整備事業（旧 農村振興総合整備事業） 農村の環境整備に配慮しつつ、優良農地の確保・保全を進めながら、農地の一部を多面的に活用し、地域の活性化を図る。</p> <p>⑪ 畜産基盤再編総合整備事業 公益社団法人みやぎ農業振興公社が行う飼料基盤の造成整備を支援することにより、地域畜産を再編整備するとともに、中核的な畜産経営農家を育成し、新たな畜産主産地の形成を図る。</p> <p>⑫ 地すべり対策事業 農地保全に係る地すべり防止対策工事を行い、農地災害を防止する。</p> <p>⑬ 中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域等の条件不利地域において、農地の荒廃等を防ぎ、多面的機能を継続的、効果的に発揮させるため、農業生産活動及びサポート体制の構築を支援する。</p> <p>⑭ 多面的機能支払交付金事業 農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るため、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援する。</p> <p>⑮ 農地中間管理事業 農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）が実施する農地の貸借事業（農地中間管理事業）を支援することにより、農地の集積・集約化を図り、農地の有効利用と農業経営の効率化を図る。</p> <p>⑯ 農業経営基盤強化促進事業 農業の担い手を育成・確保するための活動を行う担い手育成総合支援協議会への支援や、農業の担い手への農業用機械・施設等の導入経費の助成を行う。</p> <p>⑰ 青年農業者育成確保推進事業 優れた青年農業者の確保・育成を図るため、就農支援活動を行う公益社団法人みやぎ農業振興公社への支援や、新規就農者の所得確保のための農業次世代人材投資資金の交付等を行う。</p>
	<p>(2) 林業の振興</p> <p>① 森林整備事業 林業の振興と森林の多様な機能を発揮するために行う造林、保育、間伐等の森林整備に対して補助する。</p> <p>② 県有林経営事業 県有林の森林整備事業を実施する。</p>

事業名	事業内容
	<p>③ 環境林型県有林造成事業 県行造林地の契約更新による森林整備（再造林・保育等）を実施し、良好な森林環境を維持することにより、森林の持つ多面的機能の発揮と下流域における災害発生の未然防止を図る。</p> <p>④ 公社営造林事業 保育事業を行う一般社団法人宮城県林業公社に対し、経営資金貸付を行い、林業経営の振興を図るとともに、森林資源の保続培養と県土保全に資する。</p> <p>⑤ 流域林業活性化推進事業 森林整備の推進と木材生産から流通加工に至る一体的な連携による県産材の安定供給を図るため、その推進母体となる流域林業活性化センターの活動を支援する。</p> <p>⑥ 森林整備担い手対策事業 農林水産業担い手対策基金の運用益等により、林業従事者の福利厚生の充実、労働安全衛生の確保等に関する各種事業を展開するとともに、高度な技能を有する若手従事者の育成や機械化による就労環境の改善等を支援する。</p> <p>⑦ 特用林産振興対策事業費 福島第一原子力発電所事故の影響で出荷制限等の措置がなされている原木しいたけ（露地栽培）や山菜等の生産再開に向け、汚染されていない原木の確保や必要な資材の購入等に対し支援する。</p>
	<p>(3) 水産業の振興</p> <p>① 栽培漁業開発事業(栽培漁業種苗放流支援事業) アワビ等の種苗の計画的な供給を通じ、資源の増大を図る。</p> <p>② 漁港整備事業 県管理の鮎川漁港他14港について、水産物の安定供給や水産業の健全な発展のため、漁港漁場整備長期計画等に基づき、水産業を支える基盤施設である防波堤、護岸、泊地浚渫、物揚場等の漁港施設の計画的な補修・改修を実施し、漁港機能の適切な保全を図る。</p> <p>③ さけ・ます増殖振興事業 民間ふ化場等で生産したさけ稚魚を購入し、放流する。</p> <p>④ 広域漁場整備事業 水産物の安定供給のため、大型魚礁を設置し、漁場を確保する。</p> <p>⑤ 漁業経営改善支援強化事業 漁業経営の効率化・安定化のため、強い経営体の育成を図り、本県沿岸漁業の振興を図る。</p> <p>⑥ 水産都市活力強化対策支援事業 水産都市の経済の中心である①魚市場機能の強化等による水揚げ確保と②水産物の販売力強化を柱とした取組により、水産都市の活力強化を図る。</p> <p>⑦ みやぎの漁業担い手確保育成支援事業 宮城の沿岸漁業への就業希望者がワンストップで相談、体験、技術習得、就労できる体制整備を行うとともに、沖合・遠洋漁業の担い手確保・幹部船員の育成に向けて新規就業者・船舶職員確保支援を総合的に実施する。</p> <p>⑧ 水産加工業人材確保支援事業 震災により水産業に従事する人材不足が顕著なことから、遠隔地からの通勤手段確保と宿舍整備等に係る整備支援を行うことにより人材確保を図り、水産業の復興を支援する。</p> <p>⑨ 養殖振興プラン推進事業 競争力と魅力ある「新たな養殖業の創造」に向け、高品質で安定した養殖物の生産体制・販売戦略の構築と収益性の高い経営の実現に向けた取組を推進する。</p>

事業名	事業内容
	<p>(4) その他</p> <p>① 農林漁業者等6次産業化ネットワーク活動交付金 農林漁業者等による6次産業化の取組を拡大していくため、農林漁業者と地域の様々な事業者がネットワークを形成する取組を支援するとともに、そのネットワークを活用した新商品開発や販路開拓の取組及びその取組に必要な機械又は施設の整備を支援する。</p>
地場産業の振興	<p>① 地域資源の活用等による創意ある取組を行う中小企業者及び農林漁業者等への支援 中小企業者及び農林漁業者等が行う、地域資源を活用した創意ある取組を支援し、地場産業の振興を図る。</p> <p>② 伝統的工芸品指定産地に対する補助等 伝統的工芸品の育成を図るため、指定産地組合等が行う後継者育成事業（新規雇用者の育成に必要な材料・道具等に要する費用も対象）、需要開拓事業、意匠開発事業に要する経費について補助する。</p> <p>③ 商工会等地域振興推進事業 地域の特産品や未利用資源等を活用して内発的な地域産業おこしを図るため、商工会等による特産品開発事業や観光開発事業を推進する。</p> <p>④ みやぎまるごとフェスティバル開催事業 地域産業の振興及び活性化並びに県産品の消費拡大を図るため、農林水産業者、製造加工業者、販売業者等が一堂に会し、これらの産業分野を横断した県産品の展示販売等を行うとともに、消費者との交流を通じ、これら産業への理解を深めてもらう。</p>
企業の誘致対策	<p>① 企業立地奨励金事業 一定の投資要件を満たす工場などの取得等を行った企業に対して奨励金を交付する。</p> <p>② 工業立地促進資金融資制度事業 工場等用地の取得費に対して低利融資を行う。</p> <p>③ 企業立地資金貸付制度事業 工場等の建設費及び機械、設備の取得費に対して低利融資を行う。</p> <p>④ 企業立地促進税制 一定の投資要件を満たす工場などの取得等を行った企業に対して、法人事業税の減免や不動産取得税の税率を軽減する。</p> <p>⑤ 工場立地基盤整備事業貸付金 市町村が行う企業誘致を支援するため、市町村が行う工業用地整備に必要な資金を貸付する。</p> <p>⑥ 農村地域産業導入促進事業 農村に賦存する地域資源を活用した産業の立地・導入を促進し、地域の農業者の安定した就業機会の確保、農業と導入産業の均衡ある発展を図るため、市町村が策定する実施計画への助言指導を行う。</p> <p>⑦ 産業技術総合センター技術支援事業 県内企業の技術向上及び技術課題解決のために、施設機器開放、試験分析、技術調査、技術協力を行うもの。</p> <p>⑧ デジタルエンジニアリング高度化支援事業 県内ものづくり企業が、自動車、航空機、医療等の各分野で新規参入や新産業創出等を果たし、今後幅広く活躍することができるよう、デジタルエンジニアの育成等を支援する。</p>

事業名	事業内容
起業の促進	<p>① スタートアップ加速化支援事業 県内に本社・本店を置いて新たに創業する者または創業1年以内の者に対して、スタートアップ資金を助成する。</p> <p>② 地域起業・新事業創出活動拠点運営事業 沿岸被災地や人口減少地域において、県内外の起業経験者や起業を志す者等を支援するとともに、それらの者が情報・意見交換を行うための活動拠点を設置する。</p> <p>③ まちなか創業チャレンジャー支援事業 地域における創業・第二創業の促進及び地域経済の活性化・雇用創出を図るため、商工団体等が実施する創業支援及びその体制を強化する取組に対して支援を行う。</p>
商業の振興	<p>① 商店街再生加速化支援事業 環境の変化に応じ、持続的な発展を目指す商店街団体等が行う事業計画の策定から各種ソフト事業、ハード事業まで総合的な商店街の活性化事業に対して支援する。</p> <p>② 商店街施設整備支援事業 商店街活性化のため、商店街団体等が行う共同施設の整備及び改修・補修に対して支援する。</p> <p>③ 空き店舗有効活用支援事業 商店街団体等が商店街の空き店舗を借り受けて実施する、開業希望者等への短期間の貸出事業や集客施設として活用する事業に対して支援する。</p> <p>④ 商店街にぎわい創出支援事業 商店街団体等が行う商店街のにぎわいを創出するためのイベント事業や、共同広告事業等に対して支援する。</p> <p>⑤ 商店街共同施設整備促進資金貸付事業 商店街の活性化を図るため、商店街振興組合及び商工会等が行う環境施設整備に対して融資を行う。</p> <p>⑥ 高度化資金貸付事業 商店街の街づくりを進めるため、商店街振興組合等が行う店舗の建替えや、アーケード、カラー舗装、駐車場、コミュニティーホール等の共同施設の設置に対して融資を行う。</p> <p>⑦ 地域商業ビジネスチャンス拡大支援事業 意欲ある若手中小業者がグループを形成し、構成員の経営資源を活用して行う新たなビジネスモデルの開発等経営革新への取組に対して補助を行う。</p>
観光又はレクリエーション	<p>① 栗駒レストハウス改修事業 老朽化が著しい既存の栗駒山いわかがみ平「栗駒レストハウス（栗原市）」の維持・管理を図り、栗駒国定公園への観光客の誘客を図る。</p> <p>② 総合保養地域の振興 公共基盤の整備、誘客促進・普及宣伝活動、地域振興の推進等 「栗駒・船形リフレッシュリゾートーオアシス構想21」を推進するため整備された施設への必要な支援、並びに特定地域のイメージアップを図る。</p>

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

過疎地域の産業、経済、文化の振興を図り、地域間の交流と連携を促すため、生活圏の拡大を踏まえた広域的な基幹道路の充実とネットワーク化に重点を置いた道路交通網の整備を行う。

また、地理的不利性からの時間と距離の制約を克服し、住民の安全・安心の向上、定住のための生活条件の向上や広域的な連携・交流の促進を図るため、情報通信ネットワークの構築等を推進する。

(2) 基幹的な市町村道等の整備 (過疎地域自立促進特別措置法第14条の規定に基づくもの)

過疎地域における市町村道のうち、地域の自立促進に資する基幹的な市町村道については、県代行制度の活用などにより整備を促進する。

また、過疎地域における農道及び林道のうち、地域の自立促進に資する基幹的な農道及び林道については、県代行制度により整備を促進する。

事業名	事業内容	市町村名
市町村道	① 改築 1路線 600m 栗原中央西線(栗原市築館成田) 幅員 6.0m(10.0m) 延長 600m	栗原市

(3) 県道等の整備

過疎地域における国道(知事管理分)及び県道は、広域生活圏の中心都市と過疎市町を結ぶ重要路線であり、広域的な産業の振興や地域間交通網の確立等、広域的な事業の推進に重点を置いて整備促進する。特に、過疎地域と地方中心都市を結ぶ主要道路、過疎地域と高速自動車道のインターチェンジ・新幹線駅等高速交通体系へのアクセス道路、一般国道等と連絡する道路、観光・リゾート施設を広域的に周遊できる道路、平野部と山間部と連絡を保つ道路等については、広域的な観点に立ってその整備を図る。

農道については、基幹的な農道などの整備を促進することにより、受益地区の各生産団地を有機的に連結させる農道ネットワークを確立する。

また、農村景観や自然環境の保全に配慮し、人に優しく安全で快適な農道の整備を図る。

林道については、森林基幹道をはじめ、森林管理道及び作業道の開設を積極的に推進し、林業機械化に対応できる高密路網の整備に努める。

さらに、既設林道については、改良事業や舗装事業を促進し、その機能向上と定住基盤の整備を進める。

事業名	事業内容
国道 (知事管理分)	① 改築 4路線 6,124m 347号(加美町宇津野(2)工区) 幅員 5.5m(7.0m) 延長1,384m 347号(柳瀨(2)工区) 幅員 5.5m(7.0m) 延長1,440m 346号(登米市東和町錦織工区) 幅員 6.5m(10.5m) 延長2,500m 346号(登米市東和町飯土井工区) 幅員 6.5m(11.25m) 延長 800m
県道	① 改築 5路線 10,210m 気仙沼唐桑線(化粧坂) 幅員 9.5m(20.0m) 延長 500m 築館登米線(IV期築館工区) 幅員 6.5m(8.5m) 延長1,700m 若柳築館線(若柳川南) 幅員 6.5m(11.0m) 延長 940m 白石丸森線(大張館矢間) 幅員 6.0m(7.5m) 延長5,000m 女川牡鹿線(大谷川浜小積浜) 幅員 6.0m(7.5m) 延長2,070m

事業名	事業内容			
農道	① 新設・改築 農地整備事業（通作条件整備） 柳田峠2期地区（丸森町） 小斎（丸森町）	1路線	2,041m	延長 2,041m 法面改良2ヶ所
林道	① 新設・改築・舗装 森林管理道整備事業 登米東和線（登米市） 平山線（気仙沼市）	2路線	5,280m	延長 4,380m 延長 900m
	② 新設 森林管理道整備事業 権現堂線（栗原市）	1路線	1,320m	延長 1,320m
	③ 改良 森林管理道整備事業 鷲の平線（丸森町）	1路線	2,628m	延長 2,628m
	④ 舗装 小規模林道事業 古吹平～内峰線（栗原市） 似坂線（栗原市） 山辺沢線（栗原市） 小古線（栗原市） 大土森線（栗原市） 小迫線（栗原市） 天狗森線（栗原市） 大平線（栗原市）	8路線	4,495m	延長 400m 延長 280m 延長 100m 延長 300m 延長 1,500m 延長 1,100m 延長 200m 延長 615m

（4）交通確保対策

過疎地域を支える交通を確保するため、交通事業者及び市町村が運行する地方生活路線バスや離島航路の運営を支援する。また、住民にとってより利便性が高く効率的なサービスの導入等について支援する。

事業名	事業内容
地方生活バス 路線維持活性化事業	地域住民の日常生活に不可欠なバス路線の維持を支援し、地域生活交通を確保する。
離島航路運航 維持対策事業	離島住民にとって唯一の公共交通機関である、離島航路運航の維持改善を図る。

（5）電気通信施設の整備及び情報化の推進

地域住民の利便性向上や、各種産業の振興、交流人口増大のため、市町村の意向を踏まえ、携帯電話等の無線通信の利用可能エリアの拡大など、さらなる情報基盤の整備を図る。

情報化の推進については、ブロードバンド時代にふさわしい高速通信ネットワークの整備を促進し、行政手続きの電子化、生活に密着した情報提供の充実を図ることにより、住民に効率的なサービスを提供できる体制を整備する。

事業名	事業内容
無線システム 普及支援事業	〔携帯電話等エリア整備事業〕 携帯電話等の無線通信が使えない状況を解消し、地域における情報格差を是正する。

(6) 地域間交流及び移住・定住の推進

都市部と過疎地域との交流や二地域居住、都市部から過疎地域への移住を推進する。

事業名	事業内容
移住・定住推 進事業	移住・定住に向けた効果的な方策を検討し、市町村や関係団体と連携しながら、首都圏等への情報 発信や受入体制の整備を行う。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、これまで一定の改善が図られてきており、特に下水処理は近年急速に整備が進んでいるが、これからは、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進により、二酸化炭素の排出を抑制し、地域環境の保全を図るほか、持続的な地域の発展を目指し、単に都市部に追いつくという視点だけではなく過疎地域のもつ優れた景観や文化を積極的に生かしながら、総合的な定住環境の整備に努め、ゆとりある安全で快適な生活の実現を促進する。

(2) 流域下水道の整備

① 阿武隈川下流域

阿武隈川水系の水質保全と阿武隈川流域5市6町の生活環境の整備を図るため、広域的に下水道事業を推進するとともに、過疎町である丸森町においても、幹線管渠・面整備を行う。

事業名	事業内容		
阿武隈川下流域 下水道事業	① 計画面積	11,121.8 ha	(全体計画)
	② 計画人口	291,312 人	
	③ 計画汚水量(日最大)	118,495 m ³ /日	
	④ 管渠延長	107.3 km	
	⑤ ポンプ場	7 箇所	
	⑥ 事業費	114,800 百万円	

② 迫川流域

迫川水系及び伊豆沼・内沼の水質保全と迫川流域の栗原市、登米市の生活環境の整備を図るため、広域的に下水道事業を推進するとともに、過疎市である栗原市において、幹線管渠・面整備等を行う。

事業名	事業内容		
迫川流域 下水道事業	① 計画面積	2,186.7 ha	(全体計画)
	② 計画人口	24,400 人	
	③ 計画汚水量(日最大)	12,026 m ³ /日	
	④ 管渠延長	55.5 km	
	⑤ ポンプ場	10 箇所	
	⑥ 事業費	52,000 百万円	

③ 北上川下流東部流域

北上川水系の水質保全と北上川流域の石巻市、女川町の生活環境の整備を図るため、広域的に下水道事業を推進する。

事業名	事業内容		
北上川下流東部流域 下水道事業	① 計画面積	1,855.3 ha	(全体計画)
	③ 計画人口	38,100 人	
	④ 計画汚水量(日最大)	19,753 m ³ /日	
	④ 管渠延長	43.5 km	
	⑤ ポンプ場	18 箇所	
	⑥ 事業費	41,400 百万円	

(3) 廃棄物対策

長期的な観点から広域圏による合理的なごみ処理体制の整備を促進する。

事業名	事業内容
廃棄物の処理	市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の整備について、①ダイオキシン類の排出削減、②余熱利用の促進、③資源化・リサイクルの推進と最終処分場の延命化、④ごみ処理の効率化と事業コストの削減を目的に、ごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設の集約化を図るなど、広域的なごみ処理体制の整備を促進する。 なお、「宮城県ごみ処理広域化計画」(計画期間：平成11年度～平成20年度)の考えに基づき、当計画を引き続き指針として運用していく。

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

地域特性を踏まえた再生可能エネルギー等を活用したまちづくりにより、地域全体としての二酸化炭素排出量や化石燃料の利用量を減らすとともに、自立分散型のエネルギーシステムの導入等で、災害に強く持続可能な地域の構築を目指すための取り組みを推進する。

事業名	事業内容
再生可能エネルギーの導入促進	[再生可能エネルギー等を活用した地域復興支援事業] 市町村と連携し、再生可能エネルギー等の導入によるエコタウンの形成を目指す地域団体等に対し、事業検討の段階から事業化に至るまで、必要な調査費等を補助するもの。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供される、地域包括ケア体制を、地域の実情に応じ構築し推進するとともに、高齢者が健康を保ち、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進める。

また、少子化によって地域の活力が低下しないよう、子どもや異世代間のふれあいの機会のための条件整備、家庭や育児に関する相談機能の充実など、家庭・子育て支援を進める。

さらに、障害者が地域で自立した生活を営めるために、福祉サービスの提供等の各種事業を総合的に実施する。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

市町村が行う医療・介護の連携推進、認知症施策や介護予防・生活支援サービス事業等への支援、特別養護老人ホームなど的高齢者福祉施設の整備や介護職員の確保に取り組むことで地域包括ケア体制の構築を推進するほか、地域コミュニティを生かした地域ぐるみの高齢者の生きがいづくり・健康づくり、市町村が行う介護予防の取組や地域での支え合い活動など、ボランティアの活動の普及・振興を図り、多様なサービスの提供を推進する。

事業名	事業内容
高齢者福祉の増進	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護基盤整備等補助事業 特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を行う。 ② 明るい長寿社会づくり推進事業 高齢者向け啓発情報誌の発行や、スポーツ・芸術活動などへの補助により、高齢者の生きがい・健康づくりを推進する。 ③ 高齢者にやさしいまちづくり事業 高齢者の身体的特性にあったまちづくりを推進するため、県管理公共施設等について高齢者にやさしい施設・設備整備を行う。 ④ 高齢者職業訓練事業 高齢者の職業能力の開発を促進するため、県立高等技術専門校において、造園、表具、経理事務の職業訓練を行う。 ⑤ 職業指導員（高齢者担当）の設置 高齢者の雇用の安定、再就職促進のため、職業指導員による相談指導を行う。 ⑥ 地域包括ケア推進体制整備事業 地域包括ケアシステムの体制構築及び推進を図るための推進協議会の運営等を行う。 ⑦ 地域包括ケア推進支援事業 地域包括ケア体制構築支援のための普及啓発及び地域の課題解決支援等を行う。 ⑧ 認知症地域ケア推進事業 認知症高齢者の地域支援体制構築のために、地域資源のネットワーク化、認知症の早期発見・早期対応、見守りなど総合的な支援を実施する。 ⑨ 介護予防に関する事業評価・市町村支援事業 効果的な介護予防事業及び介護予防に関する取組を効率的に実施することができるよう広域的な観点から市町村を支援する。 ⑩ 生活支援サービス開発支援事業 市町村が行う、多様な主体による介護予防・生活支援サービス事業等の円滑な実施を支援するために、関係団体を巻き込んだ連絡会議を設置し、アドバイザー派遣、情報交換会などの支援事業を行うとともに、生活支援コーディネーター養成研修を実施する。 ⑪ 介護人材確保推進事業 行政や職能団体、事業者団体などで構成する宮城県介護人材確保協議会の設置・運営、意見交換の実施、関係団体間の情報共有及び役割の明確化を図り、介護従事者確保・定着に向け、効果的な事業を実施する。

(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進

児童の保健・福祉の充実については、次世代育成支援行動計画に基づき、計画的に、保育所、児童館、地域子育て支援センター等の整備を進めるとともに、利用時間の拡大や、放課後児童クラブの設置促進等子育て支援の環境整備を一層推進する。

障害者福祉の充実については、障害に応じた生活訓練や奉仕員、通訳者の養成等を行い、障害者の社会参加を促進するとともに、資格取得等の研修や障害者就業・生活支援センターを運営し、職業生活の自立に向けた指導、助言を行い、就労を支援する。

事業名	事業内容
障害者福祉の充実	<p>① 社会参加促進事業 障害者が自立した日常生活、社会生活ができるように、障害に応じた生活訓練や情報提供、点字や手話などの奉仕員や通訳者の養成等を行う。</p> <p>② 市町村地域生活支援事業 障害者の地域における生活支援のため、市町村が行う相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付又は貸与等の事業に要する経費を補助する。</p> <p>③ 障害者就労支援事業 障害者就業・生活支援センターにより障害者の職業生活の自立を支援するとともに、就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃向上に向けた事業を実施するほか、資格取得のための研修等を実施する。</p> <p>④ 障害者グループホーム等整備促進事業 障害者の入所施設からグループホーム等への地域生活移行を支援する。</p> <p>⑤ 知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業 一定期間の体験型グループホームの利用を通じて、障害者の自立した生活への移行を支援する。</p> <p>⑥ 障害者福祉施設整備事業 社会福祉法人等が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき行う施設等整備に対して補助を行う。</p> <p>⑦ 精神障害者地域移行支援事業 精神科病院に入院している精神障害者で、病状が安定して入院治療が必要ないにも関わらず地域における受け皿がない等の理由で入院を余儀なくされている長期入院患者に対して、地域生活への移行に向けた支援を行うとともに、必要な体制整備を行う。</p>
児童の保健・福祉の充実	<p>〔保育所等整備支援事業〕 市町村が行う民間保育所整備補助事業に対して助成を行う。</p>

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

過疎地域では、新規に開設する民間の医療機関が皆無に等しく、他の地域以上に高齢化が進行していることから、住民一人ひとりがそれぞれの地域で安心して医療サービスを等しく受けられるよう医療体制の整備に努めるとともに、総合的な医療ネットワークを構築し、医師、看護師等の医療従事者の養成確保と定着を促し、無医地区対策の充実に努める。

(2) 無医地区対策

地域の実情等を勘案しながら、必要に応じて公的診療所整備の促進や、民間診療所整備を推進するとともに、医師確保対策や医師派遣の充実、国保診療所の整備充実、へき地診療所における運営に対する助成を行う。

また、へき地医療拠点病院やへき地診療所への支援体制の整備を推進するとともに、ICTを活用した遠隔カンファレンスの導入を促進する等、無医地区における安定的な医療提供体制の充実に努める。

事業名	事業内容
病院・診療所の整備	へき地における診療所の施設を整備することにより、地域住民の医療の確保を図る。
病院・診療所の運営支援	採算ベースにのりにくい、へき地診療所の経営に要する経費を一部補助することにより、安定的な運営を支援する。
へき地医療支援体制の拡充	へき地医療拠点病院が実施するへき地診療所への代診医の派遣に要する経費に対し、その一部を補助し、へき地医療体制の充実に努める。

(3) その他の医療の確保

人々が、地域において、切れ目のない医療の提供を等しく受けることができるよう「宮城県地域医療計画」を踏まえ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るとともに、看護職員等のマンパワーの確保等保健医療体制の整備に努める。

特に、救急医療の確保を図るため、在宅当番医制や病院群輪番制の充実に支援するほか、救急医療情報ネットワークの充実に努める。

事業名	事業内容
保健医療対策	地区地域医療対策委員会が主体となって、健康調査・健康相談・衛生教育等の諸事業を行う。
看護職員確保対策事業	質の高い看護職員の養成及び育成、県内施設への就職促進、勤務環境改善による定着化・離職防止、潜在している有資格者の副職支援等に総合的に取り組むことにより、看護職員の確保を図る。
医療ネットワーク事業	〔救急医療対策〕 初期救急医療としての在宅当番医制や二次救急医療としての病院群輪番制等を充実し、救急医療の確保を図るとともに、関係機関の連携体制の下に、医療機関の応需情報の提供を行っている（財）宮城県地域医療情報センターの機能の活用を図る。

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域においては、過疎化と少子化の傾向が進行し、更なる児童生徒数の減少が予想されることから、「地域からの教育改革」を目指し、学校の実態や地域の実情を十分に考慮しながら、教育水準の維持向上と教育環境の整備を促進する。

また、地域づくりに必要な人材の育成等生涯学習を推進するための体制整備の充実を図る。

(2) 公立小中学校の統整合備等教育施設の整備

過疎地域においても、良好な教育文化水準の確保が図られ、地域を育む人間形成と心豊かな生きがいに満ちた生活を実現するため、教育施設の整備支援を行うほか、科学巡回車等の運行を充実して、へき地教育の振興に努める。

事業名	事業内容
へき地教育の推進	[科学巡回訪問] 科学巡回車「なかよし号」により、県内のへき地校、分校等を対象に、児童の科学に対する心を育てるために巡回指導を行う。
学校教育関連施設等整備事業	[学校教育関連施設等整備] 小中学校の統廃合校舎等の新增築，長寿命化改良事業，その他学校教育関連施設等の整備を行う。

(3) みやぎの協働教育の推進

家庭・地域・学校が相互に連携し支え合いながら強い絆で協働し、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図る。

事業名	事業内容
協働教育推進総合事業	[協働教育基盤形成事業] 研修会を開催し、家庭・地域・学校の連携・協働を促進するために必要な人材養成を行う。 [協働教育普及・振興事業] 協働教育の普及・振興を図るために功績者の表彰や情報収集・発信、研修等を行う。 [教育応援団事業] 子どもの学習・体験活動等の教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、登録者の支援内容についてホームページ等で情報提供する。 [地域学校協働活動推進事業] コーディネーターが学校とボランティア、地域とボランティアなど、地域の教育資源をつなぐ役目を果たし、学校支援活動、家庭教育支援活動、地域活動、放課後子ども教室の4つの柱で事業を行う。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興

過疎地域には、受け継がれてきた有形無形の貴重な文化遺産が数多く残されていることから、地域の祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸や文化財に対する関心や理解を深め、これらを尊重する心を育てるために必要な環境づくりに取り組みながら、伝統文化の後継者や文化財等の保存技能者の育成といった人材育成に努める。また、埋もれた資産を地域づくりの拠点として再生させるなど新たな文化の創造発見を推進するとともに、芸術文化に関する作品の発表や鑑賞の機会の拡充などを通じ各種文化活動の充実を図る。

事業名	事業内容
地域文化の振興と継承	〔文化芸術による心の復興支援事業〕 地域コミュニティの構築や東日本大震災からの心の復興に大きな役割を果たす地域固有の民俗芸能や祭礼行事などの再興・継承に向けた取組を支援する。 〔みやぎ県民文化創造の祭典開催事業〕 地域に伝わる文化芸術の鑑賞と発表の機会を拡充し、宮城らしい特色のある文化芸術活動の発信と交流促進を図る。 〔先進的文化芸術創造拠点形成事業〕 芸術団体・芸術家等と産官学の連携により地域の文化芸術資源を活用して行う文化芸術活動、人材育成、ネットワーク構築に向けた取組に対して支援を行い、被災地における文化芸術の力による心の復興や地域活性化を推進する。

9 集落の整備

(1) 集落の維持活性化に向けた取組の推進

集落の維持活性化を図るには、住民自らが地域を点検して課題や地域資源を見だし、将来に向けた話し合いを行い、共通認識を持って実行に移していく必要があることから、住民間及び住民と行政の間の話し合いや実践活動への支援などを円滑に行うための仕組みづくりを推進する。

事業名	事業内容
集落力向上支援事業	過疎地域において、集落のあり方に係る合意形成や活性化ビジョン作成が円滑に実施されるような仕組みづくりを行うとともに、集落やコミュニティ活性化に向けた取組の全県的な普及を図る。 また、集落への目配りを行い、市町村と協力して集落の維持活性化を進める集落支援員について、市町村への情報提供等により、地域の必要性に応じた設置を促進する。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

過疎地域の特性を生かした個性ある地域づくりを総合的に支援し、地域のアイデンティティの確立と地域の自立の促進を図る。

また、地域の発展を担う人材の育成・確保を推進するほか、国際的視野で地域間交流を活発にし、調和のとれた自立できる地域社会の形成を図る。

事業名	事業内容
市町村地域づくり総合支援事業	地域資源や個性を生かした市町村の地域づくり事業に対して総合的な観点から支援を行う。 〔市町村振興資金貸付事業〕 過疎市町村が行う公共施設の整備事業等に対して貸付する。

1.1 過疎地域市町村等に対する行財政上の援助

過疎地域市町村等に対する行財政上の援助に係る制度又は措置の主なものは、以下のとおりである。

<産業の振興>

事業名	事業内容												
森林・林業・木材産業づくり交付金	生産性の高い林業の確立、木材利用及び木材産業体制整備の推進、森林資源の総合的利用による地域の活性化等を促進する事業に補助する。 補助率 国庫補助1/3～1/2												
水産基盤整備事業	水域の有効利用等による漁業生産の確保、流通機構の改善を図るため、外かく施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の整備に対して補助する。 補助率 国5/10～2/3												
工場立地基盤整備事業	県は、市町が行う企業誘致を支援するため、市町が行う工場用地整備に必要な資金を無利子で貸し付ける。 対象経費 環境影響評価事業経費、設計費、用地補償費、造成工事費等 限度額 1箇所あたり4億円（対象経費の8割以内）												
中山間地域総合整備事業	中山間地域における定住の促進、環境の保全を通じ、農業・農村活性化を図る。 〔負担区分〕 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15% (但し、生産基盤型事業は市町村+受益農家で15%)</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>55%</td> <td>1%</td> <td>44% (市町村+受益農家)</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	市町村	県営	55%	30%	15% (但し、生産基盤型事業は市町村+受益農家で15%)	団体営	55%	1%	44% (市町村+受益農家)
	国	県	市町村										
県営	55%	30%	15% (但し、生産基盤型事業は市町村+受益農家で15%)										
団体営	55%	1%	44% (市町村+受益農家)										

<交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進>

事業名	事業内容
林道事業	効率的な林業経営や森林の適正な維持管理、森林空間の総合的利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興を図るための林道整備に対して補助する。 補助率 4.5/10～7.0/10 (国3/10～5.5/10 県1.5/10以内)
小規模林道事業	国庫補助の対象とならない小規模な林道の開設、改良、舗装に対して補助する。 補助率：1/3 (県単独補助)
宮城県バス運行対策費補助	国と県が、広域のかつ幹線的なバス路線の維持を目的として、運行費と車両購入(低床バス)に係る減価償却費と金融費用に対して補助する。 補助対象者 乗合バス事業者 (国1/2 県1/2)
宮城県バス運行維持対策費補助	国の補助対象とならない広域的なバス路線の維持及び市町村が行う地域の実情に即した交通手段の確保のための取組を重点的に支援することを目的として、運行費に対して補助する。 補助対象者 乗合バス事業者 (県1/2 市町村1/2) 市町村 (広域路線 県1/2 市町村内路線 県1/3)
離島航路運航維持対策	離島航路の維持を目的として、市町が離島航路事業者に対し欠損額から国補助額を引いた額を助成した場合に、市町に対し補助する。 補助対象者 市町
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業 携帯電話等の無線通信が使えない状況の解消を図るため、市町村が行う、鉄塔や局舎等の整備を図る事業に対して補助する。 補助対象者 携帯電話等の無線通信の施設及び設備を整備する市町村 補助率 (100世帯以上) 国1/2 県1/10 (100世帯未満) 国2/3 県1/15 ※世帯とは、開設される無線局に係るサービスエリア内世帯数をいう。

<生活環境の整備>

事業名	事業内容
消防防災施設整備費補助金	地域の消防防災施設の整備を促進するため、耐震性貯水槽等の整備に対して補助する。 補助率 基準額の1/3以内 (国庫補助) ※過疎地域自立促進特別措置法第6条の過疎地域自立促進市町村計画に掲げる施設 5.5/10以内
緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、災害対応特殊消防ポンプ自動車等の整備に対して補助する。 補助率 基準額の1/2以内 (国庫補助)

<高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進>

事業名	事業内容
高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業	老人クラブの活動に対する助成等の国庫補助事業。
特別養護老人ホーム整備事業	身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け入れることが困難な老人にサービスを提供するための施設整備に対して補助する。
介護基盤整備等補助事業	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた、介護サービス提供体制整備に対して補助する。
児童厚生施設等整備事業 ※H23年度まで	児童の健全育成のため、市町村が設置する小型児童館、児童センター及び放課後児童クラブ室の整備費に対して補助する。 補助基準面積 小型児童館 217.6m ² 以上 児童センター 336.6m ² 以上 補助率 2/3 (国1/3 県1/3)
放課後児童クラブ整備事業 ※H24年度以降	児童の福祉の増進を図るため、放課後児童クラブ専用室を整備する事業に対して補助する。 補助率 国1/3 県1/3
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等で昼間家庭にいない、主に小学校低学年の児童（放課後児童）に対して、適切な遊びを与え、生活の場を提供する事業に補助する。 補助率 国1/3 県1/3

<その他地域の自立促進に関し必要な事項>

事業名	事業内容
市町村振興総合支援事業	〔市町村振興総合補助金〕 市町村に対する県単独補助金のうち、災害対策、国庫補助に伴う義務補助等を除く補助金を統合し、包括的に市町村を支援する。市町村が自ら必要な事業を選択し、市町村の裁量による個性的、重点的な市町村施策を推進する。 この補助金は、個別事業及び市町村提案事業から構成される。補助率は事業により異なる。